

山口県報

平成31年
3月12日
(火曜日)

目 次

- 規則
 - 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………一
 - 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………一
 - 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………一
 - 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………二
 - 職員の日直宿直規則の一部を改正する規則(人事課)……………二
 - 介護保険法施行細則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………二
- 教委規則
 - 山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………四
 - 山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則……………四
 - 山口県教育委員会事務局等職員の日直宿直規則の一部を改正する規則……………四
- 人委規則
 - 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………四
 - 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………九
 - 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………九
 - 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
 - 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 県議会規則
 - 山口県議会会議規則の一部を改正する規則……………一



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成三十一年山口県条例第四号)の施行期日は、平成三十一年三月二十六日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十一年山口県条例第五号)の施行期日は、平成三十一年三月二十六日とする。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第九号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(平成三十一年山口県条例第六号)の施行期日は、平成三十一年三月二十六日とする。

職員勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十号

職員勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間及び休憩時間に関する規則(昭和二十八年山口県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の日直宿直規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十一号

職員の日直宿直規則の一部を改正する規則

職員の日直宿直規則(昭和二十八年山口県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」を「第七条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十二号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成十二年山口県規則第三百三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(その一)の裏、同様式(その二)の裏、同様式(その三)の裏、同様式(その四)の裏、同様式(その五)の裏、同様式(その六)の裏及び同様式(その七)の裏中

「 (裏) (裏) 」を

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

に改め、

同様式(その八)の(裏)、同様式(その九)の(裏)及び同様式(その十)の(裏)中

「 現在受けている指定の有効期間満了日 年 月 日 」を

「 現在受けている指定の有効期間満了日 年 月 日 」

に改め、

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

同様式(その十一)の(裏)及び同様式(その十二)の(裏)中

「 (裏) (裏) 」を

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

に改める。

別記第二号様式の(裏)及び別記第五号様式の(裏)中

「 現在受けている指定の有効期間満了日 年 月 日 」

を

「 現在受けている指定の有効期間満了日 年 月 日 」

に改める。

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

別記第六号様式の二中

氏 名	所 在 地	を	氏 名	所 在 地
か	り		か	り
が			が	
	地			地

に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年八月一日から施行する。ただし、別記第六号様式の二の改正規定は、公布の日から施行する。



山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第七条を第九条とし、第五条を第八条とし、第四条を第七条とし、同条の前に次の二条を加える。

（代休日における勤務の命令）

第五条 条例第七条第二項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令）

第六条 条例第七条の二の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（休日における勤務の命令）

第三条 条例第六条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山口県教育委員会事務局等職員の日直宿直規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県教育委員会事務局等職員の日直宿直規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の日直宿直規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」を「第七条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。



初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六のロ 公安職給料表昇格時号給対応表中

78
79
80
81
82
83
84

を

77
78
78
79
79
80
81
82
83

に改め

る。

別表第六のハ 海事職給料表昇格時号給対応表中

34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
37
38
38
38

を

33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
37
37
37
38

に、

43
43
43

を

42
42
43

に改める。

別表第六のニ 研究職給料表昇格時号給対応表中

38
39
39
39
39
39
39
40
40
40
40
41

38
38
38
39
39
39
39
40
40
40
40

を

54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
60

に、

53
54
54
55
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59

34
34
34
35
35
36
36
36
37
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40

を

33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
39
39
39

に改める。

29
29
29
30
30
30

28
29
29
29
29
30

別表第六のホ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表中

31
31
31
32
32
33
33

を

30
30
31
31
31
31
32

に改

六

める。

別表第六のへ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

34
35
36
37
37
38
38
39
40

を

33
34
34
35
35
36
37
38
39

に

を

46
46
47
47
48
48
49

に改める。

45
46
46
47
47
47

78

77

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一「精神保健福祉センター」の項中「三二二、三〇〇円」を「三二四、三〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年三月二十六日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	項 職 員					2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	27,000
2 年 以 上 3 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	24,000
3 年 以 上 4 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	18,000
5 年 以 上 6 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	15,000
6 年 以 上 7 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	12,000
7 年 以 上 8 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	9,000
8 年 以 上 9 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	6,000
9 年 以 上 10 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	3,000
10 年 以 上 11 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	
11 年 以 上 12 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	
12 年 以 上 13 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	
13 年 以 上 14 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	
14 年 以 上 15 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	
15 年 以 上 16 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	
16 年 以 上 17 年 未 満	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100	
17 年 以 上 18 年 未 満	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	
18 年 以 上 19 年 未 満	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	
19 年 以 上 20 年 未 満	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	
20 年 以 上 21 年 未 満	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	
21 年 以 上 22 年 未 満	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500	
22 年 以 上 23 年 未 満	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	
23 年 以 上 24 年 未 満	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	
24 年 以 上 25 年 未 満	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	
25 年 以 上 26 年 未 満	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	
26 年 以 上 27 年 未 満	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	
27 年 以 上 28 年 未 満	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	
28 年 以 上 29 年 未 満	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	
29 年 以 上 30 年 未 満	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	
30 年 以 上 31 年 未 満	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	
31 年 以 上 32 年 未 満	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	
32 年 以 上 33 年 未 満	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	
33 年 以 上 34 年 未 満	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	
34 年 以 上 35 年 未 満	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	

附 則

この規則は、平成三十一年三月二十六日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同条第二号中「七千二百円」を「七千四百円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年三月二十六日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百七十」を「百分の百八十」に、「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年三月二十六日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。



山口県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県議会議長 柳居 俊学

山口県議会議規則第一号

山口県議会議規則の一部を改正する規則

山口県議会議規則（昭和三十一年制定）の一部を次のように改正する。
第二条中「出産」の下に「、家族の看護又は介護」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十一年三月十二日印刷
平成三十一年三月十二日發行

發行人所

山口県知事